

集団資源回収事業説明

回収活動の進め方について

仙台市環境局



集団資源回収活動の進め方についてご説明いたします。

集団資源回収の目的

資源の再生利用

- ・資源や自然の保護
- ・エネルギーの節約



ごみの減量

- ・ごみ処理費用の節減
- ・埋立処分場の延命化



コミュニティづくり・ 環境教育

- ・地域コミュニティの活性化
- ・ものを大切にする心を育てる



まず最初に、集団資源回収の目的についてご説明いたします。

1つ目は「資源の再生利用」です。繰り返し利用することで、資源や自然の保護、エネルギーの節約が図られます。

2つ目は「ごみの減量」です。紙類を資源物として回収すればするほど、家庭ごみの量が減少しますので、その分ごみ処理費用の節減や埋立処分場の延命化につながります。

3つ目は「コミュニティづくりと環境教育」です。地域の皆さんで協力しあって資源物を回収することにより、コミュニケーションが盛んとなり、コミュニティの活性化につながります。

登録団体のうち、約7割が子供会となっており、子供たちが主役という側面から、活動を通じて未来を担う子どもたちに対し、リサイクルの重要性を学び、物を大切にする心を育むことができます。

また、仙台市では、活動への支援策として、奨励金を交付しております。

集団資源回収の実績

- ・昭和48年に通産省(当時)より古紙回収モデル都市に指定
 - ・昭和50年より奨励金交付などの支援を開始
- | | |
|----------------|----------|
| ①登録団体 | 約1,300団体 |
| ②一団体あたり年平均実施回数 | 13~14回 |



この集団資源回収制度は、昭和の時代から続いている制度で、仙台市では昭和48年に、全国に先駆けて取り組みが始まった歴史ある制度となっております。

現在の登録団体は約1,300団体となっており、1団体当たり年間13~14回実施しております。

回収活動の進め方

(1)実施計画を立てる

項目	ポイント
①回収日	定期的な日時を設定
②回収品目	(必須)古紙類・布類 (任意)アルミ缶・びん類
③回収方法	各戸回収またはステーション回収
④集積場所	負担のかからないよう配置
⑤役割分担	代表者・広報係・会計係・ 集積場所の見廻り係・清掃係 など



それでは、集団資源回収の活動の進め方についてご説明いたします。

まずは事前に実施計画を立てます。

ポイントはこちらの5つです。

それでは項目ごとに説明します。

(1)実施計画を立てる その①・②

～回収活動の進め方～

①回収日


「毎月〇回目の日曜日」など覚えやすい日に設定

 **紙類定期回収の収集日には実施できません**
(同日に実施した場合には、奨励金の対象外となります。)

保管庫からの回収時は特に注意！！

②回収品目

古紙類・布類・アルミ缶・**びん類**

 **古紙類と布類は
必ず回収品目にしてください**



まずは、いつ実施するかを決めます。

「毎月一回目の日曜日」など、覚えやすい日に設定すると、地域の皆さんも利用しやすくなります。ただし、ここで注意していただきたいのが、仙台市の月二回の紙類定期回収の収集日に実施した場合、その日の実績分については、奨励金が支払われませんのでご注意ください。

【クリック】

特に、保管庫を利用されている団体で、保管庫が満杯になったタイミングで業者さんに回収を依頼される場合、その日がたまたま紙類定期回収日に重なっていないか注意してください。

また、天候不良により、保管庫からの回収日を変更した結果、紙類定期回収日と重なり、奨励金が交付できなかった事例がありました。その事例は、回収業者と変更日の確認がなされなかった点も、定期回収日との重複を防げなかった要因になるかと思えます。

保管庫に限らず、回収日の変更や臨時に回収する場合などは、改めて定期回収日と重ならないかを確認をいただくとともに、回収業者と連絡を取りながら実施いただければと思います。【クリック】

回収日を決めたら、次は、何を集めるかを決めてください。

古紙類・布類・アルミ缶・びん類の中から決めていただきますが、古紙類と布類は必ず回収品目としてください。

雑がみと布類は、まだまだ回収量が少ないため、地域の方に積極的な声掛けと回収をお願いします。

なお、回収品目のびん類として対象となっているのは一升瓶やビールびんなどの「再使用びん」となります。【クリック】【クリック】

この「再使用びん」については、リーフレットに記載の種類のびんのみが対象であり、これ以外のびんについては、缶・びん・ペットボトルの日に黄色い回収容器に出してください。

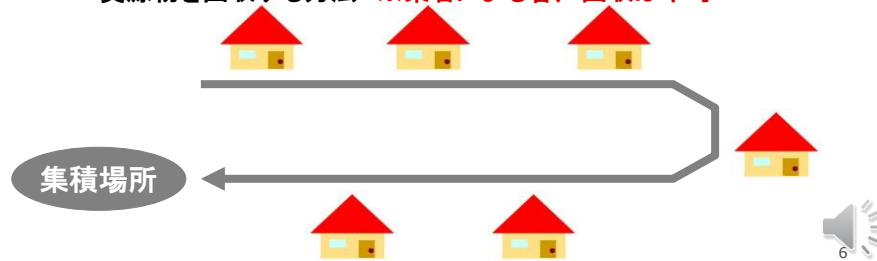
(1)実施計画を立てる その③

～回収活動の進め方～

③回収方法

実施団体による各戸回収

実施団体の方が、地域内のお宅を1軒ずつ訪問して
資源物を回収する方法 ※業者による各戸回収は不可



次に、回収方法を決めます。

回収方法は、大きく分けて2つございます。

一つは、実施団体の皆様による各戸回収です。

これは、実施団体の方が地域内の住宅を1軒ずつ訪問して資源物を回収する方法で、子供さんの参加の有無は問いません。

高齢化が進んでおり、資源物を出すのが大変な方には、特に喜ばれていると伺っております。なお、あくまでも実施団体の皆さまがお宅を回ることが条件であり、回収業者による各戸回収は、集団資源回収とみなすことはできませんのでご注意ください。

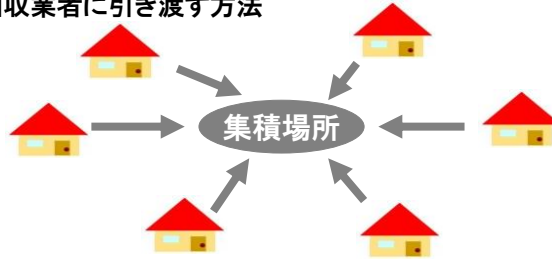
(1)実施計画を立てる その③

～回収活動の進め方～

③回収方法

ステーション回収

ごみ集積所などに住民の方が直接資源物を持ち込み、
回収業者に引き渡す方法



もう一つの回収方法は、ステーション回収で、決められた場所に住民の方が直接資源物を持ち込み、回収業者に引き渡す方法です。

現在は、各戸回収が約1割、ステーション回収が約9割となっていますが、特に高齢者世帯が多い地域ではぜひ、積極的に各戸回収に取り組んでいただければと思います。

(1)実施計画を立てる その④・⑤

～回収活動の進め方～

④集積場所

地理的条件や回収方法に合わせて配置

 地域のごみ集積所は町内会等に、その他の場所も土地の管理者に了承を得て設定してください

⑤役割分担

代表者のほか、広報・会計・見廻り・清掃など、実施団体のみなさんで協力を

 マンションでは管理人任せにせず住人の方々も協力を



4つ目のポイントは、どこに集めるか、ということです。

回収車両が出入りしやすい、ある程度広い場所を選んでください。【クリック】

最後は、どのようにして運営するかです。

集団資源回収は、地域の皆さまが協力して行うことを目的にしておりますので、役員以外の方にも役割を分担し、協力して実施してください。

マンション管理組合では管理人が実質的に活動しているケースが見受けられます。

奨励金が、実施団体の「活動支援」という目的からも、管理人任せにせず、住人の方々も役割を分担して、回収活動に主体的に参加していただくようお願いします。

(1)実施計画を立てる その④・⑤

～回収活動の進め方～

集団資源回収登録業者の中から、回収業者を選び、
実施日・回収品目・集積場所・**回収方法**など
実施計画の内容をしっかりと伝えてください。



登録業者の一覧は「集団資源回収のてびき」および
仙台市ごみ減量・リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」

(<http://www.gomi100.com/3r/recycle/traders.php>)に掲載




実施内容が決まりましたら、資源物を回収してもらう業者を決め、打合せをしてください。

業者は一年ごとの登録制になっており、その年の登録業者は、3月にお送りする「集団資源回収のてびき」に一覧として掲載します。

(2) 地域へのお知らせ

～回収活動の進め方～

配布しているリーフレットの
回覧・掲示により、実施日、
実施方法を地域の方に
お知らせください。

 **ごみ集積所の収集曜日
ステッカーは、集団資源
回収の広報には使用
しないでください。**



次に行っていただくことは、実施地域のみなさんへのお知らせです。

市民の皆様からよく「自分の住んでいる地区で集団資源回収を実施していますか？」という問い合わせをいただきます。集団資源回収を実施していることをご存じない方が意外といらっしゃいます。

仙台市から代表者の方にお送りする「回覧用リーフレット」などをご活用いただき、前もって活動日や集積場所などをお知らせください。

なお、ごみ集積所に設置している収集曜日ステッカーは、仙台市が行っているごみ収集日をお知らせするものです。

集団資源回収の広報に使用することはできません。

(3)回収活動を実施する

～回収活動の進め方～

活動内容	
準備 ▽ ▽ ▽	<ul style="list-style-type: none">・ 回収業者への連絡・ 地域住民への広報⇒チラシ配布・回覧・ポスター掲示・ 担当者への呼びかけ・ 集積場所への表示幕の掲示
実施 ▽ ▽ ▽	<ul style="list-style-type: none">★各家庭から資源物を集めてまわる(各戸回収の場合)★集積場所の見廻り★回収物の整理整頓・ 回収業者への引渡し時に立会い
片付け	<ul style="list-style-type: none">★集積場所の清掃⇒取り残し物の確認・回収・清掃・ 回収業者からの伝票の受取・保管



実施計画の作成と地域へのお知らせが終了したら、いよいよ回収活動の実施になります。

実施当日ですが、各戸回収の場合は、各家庭から資源物を回収することから、ステーション回収の場合は、集積場所の見廻りから始まります。

その後、集まった回収物を整理し、回収業者へ引き渡してください。

業者に引き渡した後は、取り残しがいないかどうか確認も併せて集積場所の清掃をお願いします。

集団資源回収で集めた資源物を不正な業者が持ち去っているという情報も寄せられますので、できるだけ引き渡しに立ち会っていただくとともに、集積場所の見廻り、清掃など★マークの項目については、最低限実施してください。

(4)チェックシートの記入

～回収活動の進め方～

回収活動の内容と、活動人数を記入しておきます。

	実施日	4月14日	5月12日
回収活動の内容			
★集積場所の見廻り		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
★回収物の整理整頓		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
・回収業者への引渡し時の立会い		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
上記活動に従事した人数		12人	5人

※**奨励金交付申請時にご提出いただきますので、**
実績伝票と一緒に大切に保管してください。



活動が終わりましたら、代表者の方にお送りするチェックシートに活動内容を記録してください。

このチェックシートは、奨励金交付申請の際に申請書と共に仙台市にご提出いただきますので、なくさないよう、毎回必ず記入し、大切に保管してください。

終わり

詳細はホームページ「ワケルネット」もご覧ください。
よくある質問も載せています。

環境局家庭ごみ減量課 

13

集団資源回収活動の進め方につきましては以上となります。